

27環共第1850号
平成27年9月18日

経済産業大臣 様

福島県知事

相馬港天然ガス発電所（仮称）設置計画環境影響評価方法書
に対する意見について（通知）

このことについて、環境影響評価法（平成9年法律第81号）第10条第1項及び電気事業法（昭和39年法律第170号）第46条の7第1項の規定に基づき、下記のとおり環境の保全の見地からの意見を述べます。

つきましては、電気事業法第46条の8第1項に基づき勧告されますよう御配慮願います。

記

1 総括的事項について

- （1）環境影響評価を実施する際には、最新の知見及び評価手法を可能な限り採用すること。

また、環境影響評価の結果を分かりやすい内容とするため、環境影響の予測及び評価を行うに当たってはできる限り定量的な手法を用いること。

- （2）環境影響評価を行う過程において、新たに変更要因が生じた場合は、必要に応じて選定した項目及び手法等を見直すとともに、追加的に調査、予測及び評価を行うなど適切に対応すること。

- （3）本事業の決定に至った経緯について可能な限り詳細に示すこと。特に発電出力については、その規模を決定した経緯及び国の温室効果ガス削減目標の前提となったエネルギーミックスとの関連を示すこと。

- （4）対象事業実施区域の周辺において実施予定の他事業による環境負荷については、できる限り環境影響評価に反映させること。

- （5）本知事意見の内容を十分に踏まえた上で、その結果を環境影響評価準備書以降の図書の作成に反映させること。

また、必要に応じて関係機関と事前に協議すること。

2 調査、予測及び評価の手法について

（1）大気環境

ア 大気汚染物質による環境への負荷をできる限り低減させる必要があるため、環境保全措置の検討にあたっては、複数案を比較した上で、より高性能なものを選定し、その検討過程について、容易に排出基準との比較ができるように工夫して取りまとめること。

なお、ばい煙による環境影響の低減対策として、煙突を高くすることが一般に知られているが、煙突高を5.9mと設定した経緯や根拠を示し、このことについて大気質への影響をどのように考慮したか明らかにすること。

イ 建設機械や資材運搬用車両等について排出ガス対策型の機種等を使用するなど、できる限り排出ガスの低減に努めること。

(2) 水環境

ア 測定地点については、事業活動が与える海域への影響を把握するため、環境基準点のほかに防波堤の内側にも調査点を設けること。

また、水温の連続測定を検討すること。

イ 水質汚濁物質による環境への負荷をできる限り低減させる必要があるため、環境保全措置の検討にあたっては、複数案を比較した上で、より高性能なものを選定すること。

ウ 水中放水による洗掘、海底土の巻上げの可能性について、予測及び評価を行うこと。

エ 復水器の冷却水に塩素等薬品を注入する計画であることから、排出水の水生生物への影響について、予測及び評価を行うこと。

オ 建設工事に伴う濁水の発生量、濁水対策及び監視方法並びに海域への影響について、準備書に記載すること。

(3) 騒音及び振動

工事用資材等の搬出入車両及び通勤車両に伴う騒音及び振動の予測、評価に当たっては、主要な交通ルートにおける車両台数を明らかにした上で、調査、予測地点を適切に設定すること。

(4) 景観、人と自然との触れ合いの活動の場

ア 景観については、地域住民に親しみやすい身近なものについても重要であり、大型の煙突等が設置されることで、地域住民が日頃から見慣れている景色が変化すると考えられることから、主要な眺望点として対象事業実施区域周辺の集落地内も広く選定し、予測及び評価を行うこと。

イ 対象事業実施区域周辺は東日本大震災に伴う津波被害により、既存の人と自然との触れ合いの活動の場において利用者が震災前と比べて減少している状況にあるが、今後の復興状況を踏まえて調査、予測及び評価を行うこと。

(5) 動物、植物及び生態系

ア 海域の動物に係る環境影響評価について、鳥類への影響も想定すること。

また、調査に当たっては、特に渡り鳥等の滞在時期を踏まえて、調査範囲、調査時期及び調査手法を適切に設定した上で実施すること。

イ 方法書の作成にあたり、環境省の「自然環境保全基礎調査」や他事業者の「LNG基地調査結果」の文献を採用しているが、それらの文献に記載されていない事項や不明な事項があれば、自社で調査を行うこと。

ウ 藻場に生息する動物の調査においては、遊泳生物、底生生物に加えて、卵や幼稚

仔の調査も行うこと。

また、藻場の調査地点は複数箇所を設定の上、海草藻類の種の同定を行うこと。

エ 一般的に海水温上昇は藻場を含めた海域の動植物の生育環境に大きな影響を与えることから、温排水の拡散予測及び評価を丁寧に行うこと。

オ 動植物に係る重要種が新たに発見された場合は、当該重要種に対する環境影響評価を実施等するとともに、必要に応じて環境保全措置を適正に行うこと。

(6) 廃棄物等

「工事の実施」及び「工作物の存在及び供用」時において発生する廃棄物の種類、発生量及び処分方法について丁寧に取りまとめるとともに、廃棄物の発生抑制対策について所要の検討を行い、適切に環境保全措置を講じること。

(7) 温室効果ガス等

本事業で導入を予定している天然ガスを燃料とするガスタービン複合発電設備は、東日本大震災以降全国で設置が計画されている石炭火力発電と比べた場合、単位発電量当たりの二酸化炭素排出量は少ないが、本事業の規模が約120万kWと大きく、その実施により二酸化炭素排出の絶対量の増加は避けられない。

このことを踏まえ、発電設備の効率的な運用に努めるとともに、二酸化炭素回収・貯留などの二酸化炭素排出削減等に関するあらゆる取組を将来にわたり積極的に進めること。

なお、本事業について最新鋭の設備の導入及び稼働により二酸化炭素排出削減に着実に取り組むとしているが、そのための具体的な内容を環境影響評価準備書に記載すること。

3 その他

本意見に関する措置を講じる場合は、必要に応じ関係機関と協議すること。

(事務担当 生活環境部環境共生課 電話024-521-7250)